

居宅介護支援重要事項説明書

[令和7年2月1日]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6906-4711 (午前9時～午後6時まで)
休日及び営業時間外は留守番電話対応となります。
担当 担当介護支援専門員

2. イムス訪問看護ステーション東京 高島平支店の居宅介護支援事業の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	イムス訪問看護ステーション東京 高島平支店	
所在地	東京都板橋区高島平一丁目74-7 藤ハイム2階	
介護保険指定番号	東京都 1371900174号	
通常のサービス提供地域	板橋区内	

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	合計
管理者	1名(兼務)	1名
主任介護支援専門員又は介護支援専門員	1名以上	1名以上

※管理者・主任介護支援専門員・兼務含む

(3) 営業時間

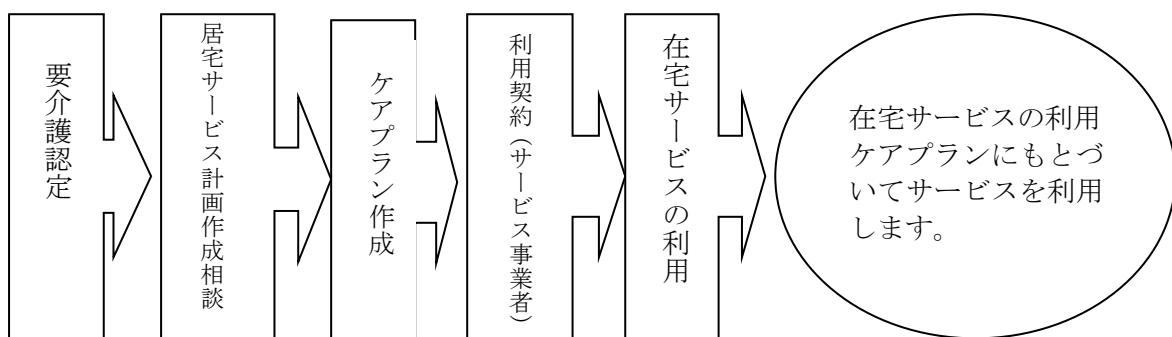
平日	9:00～18:00 (受付17:55まで)
----	------------------------

(4) 休日

土曜日および日・祭日 年末年始 12月30日～1月3日

※但し、やむを得ず休日出勤した場合は、平日に振替休日となることもあります。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



- (1) 「居宅サービス計画作成依頼書」を区の窓口に提出します。
- (2) 利用者本人やご家族の希望をお聞きし、居宅サービス計画原案を作成します。
- (3) 居宅サービス計画の原案に盛り込んだ介護サービスについて、それぞれ種類、内容、利用料等を説明します。利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護保険の給付対象となるサービス以外の医療サービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるように努めます。そのほか、居宅サービス計画に関する必要な支援を行います。

- (4) サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の内容について利用者やサービス事業者と共に通認識を得て必要な修正を加え、計画を最終的に決定、同意を得て交付します。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守することにより、サービス担当者会議等において、テレビ電話等を活用する場合もあります。
- (5) 利用者本人やご家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について
①利用者の意思を尊重、状況等勘案し、複数の事業所の紹介を求めることができます。
②当事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
③公正中立性の確保のため、当事業所で作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について説明を受けることができます。また、介護サービス情報公表制度において公表を求めることができます。
- 【居宅介護支援重要事項説明書別紙②】
- (6) サービス提供事業者に居宅サービス計画に基づいたサービス提供に関する依頼及び連絡調整を行います。
- (7) 定期的（最低月1回）または必要に応じて、利用者宅への訪問による面接を行って状況把握（以下モニタリングとする）に努め、その結果を記録に残します。なお、モニタリングに当たっては必要な要件を満たした場合にはテレビ電話装置等を活用する場合もあります。利用者の生活およびサービスご利用状況の経過観察、再評価により居宅サービス計画の修正等を行います。
- (8) 居宅サービス計画に医療サービスの利用を位置付ける場合には、主治の医師又は歯科医師の指示がある場合に限り、これを行います。また医療サービスを位置付ける場合であっても、主治の医師又は歯科医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、その留意点を尊重してこれを行います。
- (9) 疾病や症状の観察からその変化、日常生活上の状況等必要に応じて主治医、医療機関との情報連携を行います。
- (10) 居宅サービス計画の変更や要介護認定区分の変更にあたって、必要な支援を行います。利用者が介護保険施設等への入所を希望される際には、利用者に介護保険施設に関する情報提供と連絡調整を行います。
- (11) 居宅サービス作成後、その内容に基づいてサービス利用票及び提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。
- (12) 医療やケアの方針について利用者本人の意向を把握し、ご家族や主治医、関係者と相談し、ガイドラインに沿ってできるだけ本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援を行えるよう努めます。

4. 利用料金

当事業者が提供する居宅介護支援の料金規定は【居宅介護支援重要事項説明書別紙①】のとおりです。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いし、ご本人・ご家族に面接相談でご意向確認し、ご利用を検討されている居宅介護支援について説明を行い、契約を締結したのち、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービス終了をする場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- i 介護老人福祉施設等に入所した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合
- ii 介護保健施設または入院等により介護保険サービスの利用無く3ヶ月を経過した場合
- iii 要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合
- iv ご利用者がお亡くなりになった場合
- v 天災、災害等により施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用いただくことができない場合、一時休止します。

④その他

- i ご入院された場合は、当事業所と担当ケアマネジャーの氏名を入院先医療機関にお知らせください。
- ii ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（暴力行為、暴言等による精神的暴力、セクハラ行為等）を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。
- iii 管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行いません。介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

6. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生した場合には、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護サービス事業者に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。
- (3) 当事業所は、前記の事故に際してとった措置について記録します。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

- ①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者は管理者とします。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(5) 事業所はサービス提供にあたり、利用者の生命・身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行なってはならならないものとする。

(6) 前項の身体的拘束等を行なう場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに「緊急やむを得ない」理由を記録しなければならないものとする。

9. 身分携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10. 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しサービス提供を開始した日から5年間保存します。

1 1. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 2. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. ハラスメントの対策について

- (1) 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。
- (2) 契約者（利用者）様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

1 4. 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、イムス訪問看護ステーション東京高島平支店の基本理念である
1、在宅療養者一人一人の“生活の質の向上”を重視したサービスの提供をする。
2、有効なネットワークづくりによる在宅療養支援を行う。
を念頭に置き、良質なサービスをトータル的に提供いたします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

当事業所は、居宅ガイドライン（自社方式）のアセスメントツールを活用しています。利用者ご本人やご家族の方から必要な情報を提供していただき、客観的な視点で問題を把握（課題分析）し、利用者ご本人やご家族の方のご希望を充分配慮したうえで居宅サービス計画を立てさせていただきます。

(3) サービスの利用・サービス向上のために

事　　項	備　　考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
介護支援専門員の研修の実施	年1回以上研修を実施しています
人材育成への協力体制の整備	法定研修等における実習の受け入れを行うことがあります。（現在はありません）
地域ケア会議等における関係機関への情報共有	介護保険上に位置づけた地域ケア会議（名称変更予定）において、ケアマネジメント提供等の協力に努めます。（個人情報保護規定あり）

1 5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

事業所相談窓口 電話 03-6906-4711 F A X 03-3937-8816
苦情対応責任者 内田 麻衣子
対応時間 (平日) 午前9時～午後5時55分

苦情等ご相談を受けましたら、すみやかに事業所内で相談内容を報告し、協議の上、改善・解決方法について事業所内で検討します。事業所での判断困難な場合は母体法人クローバーのさとの上長に報告し、その運営規程に準じて対応します。

(2) その他

おとしより保健福祉センター介護保険苦情相談室 電話 03-5370-2302
東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

1 6. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 明芳会
代表者役職・氏名	理事長 中村 哲也
所在地・電話番号	東京都板橋区小豆沢2丁目12番7号 03-3967-1181
定款の目的に定めた事業	1) 病院・診療所の経営 2) 看護専門学校の経営 3) 訪問看護ステーションの経営 4) 在宅介護支援センターの運営 5) その他これに付随する業務

1 7. イムス訪問看護ステーション東京 高島平支店の事業

- 1) 居宅介護支援事業
- 2) 訪問看護サービス
- 3) 看護師養成等の実習施設

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得て、交付しました。

事業者 所在地 東京都板橋区高島平1-7 4-7 藤ハイム2階
名 称 医療法人社団 明芳会
イムス訪問看護ステーション東京 高島平支店

代表者 理事長 中村 哲也 印

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

【署名代行者】利用者は身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代行しました。

代理人・ご家族 住 所 _____

氏 名 _____ 利用者との続柄（ ）